

調整室だより

◆現場管理費率の補正及び県内資材等の調達強化について

技術開発担当

今年度話題になりました大切なトピックをご紹介します。



現場管理費率の補正（熱中症対策及び冬期施工）について

令和元年7月30日付け農管第149号「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（通知）」及び
令和元年7月30日付け農管第151号「冬期施工における現場管理費の補正について（通知）」参照

■現場管理費率の補正とは？

- ・県農地部発注工事において、熱中症対策及び冬期施工に掛かる経費に関して、現場管理費率を補正できるようになりました。

■Point ～熱中症対策～

- ・近年の夏季における猛暑日等の気象状況を考慮して、工事施工期間の真夏日率から補正値を計算し、現場管理費率の補正を行います。

受注者希望型であり、特別仕様書を発注時に添付する必要があります。

■Point ～冬期施工～

- ・12月1日から3月31日の期間に工事を施工する場合は、冬期率から補正値を計算し、現場管理費率の補正を行います。

受注者希望型ではなく、工事の施工期間により補正の有無を判断します。特別仕様書の添付は不要です。

※熱中症対策と冬期施工の現場管理費率補正が重複する場合でも、最高2%の補正です。

県内資材等の調達強化について

令和元年12月27日付け「県内資材等の調達強化について（通知）」参照

■県内調達について

- ・地域産業の活性化を図るため、農地部でも県内資材及び県産材の利用を推進しているところですが、通知や取組方針を逸脱した実態が散見されますので、留意願います。

■Point ～県内資材の利用について～

- ・工事材料承認願いの提出時に県内資材を使用していないものは、請負業者へ県内資材の利用についての協力を要請する。
- ・設計コンサルタント等に対しても県内資材の優先使用をしっかりと伝え、工法選定の段階から県内資材の活用を検討する。

■Point ～県産材の利用について～

- ・安価に入手できる等の理由で松杭丸太（外材）を利用することは認められません。設計、施工とも県産材杉杭の利用が原則です。また、県産材杉杭を使用していることを特別仕様書等に記載してください。
- ・県の公共建築物は、原則として県産材による木材としています。



◆原稿募集中です！

総合調整室では、随時、原稿を受け付けています。技術系、事務系を問わず、農地部内および関係市町村や土地改良区の情報をドンドン発信していきたいと考えていますので、皆様の積極的な投稿をお願いします。

担当：農地管理課総合調整室 事業調整担当 TEL：025-280-5349（内3087） FAX：025-285-3787